（面会の日の制限）

第五十六条　少年院の長は、その少年院において面会（付添人等（付添人又は在院者若しくはその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護人等（弁護人又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三十九条第一項に規定する弁護人となろうとする者をいう。以下同じ。）との面会及び宿泊面会を除く。）を許す日（以下この条及び次条において「面会日」という。）を定めるものとする。

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（面会の日の制限）

第五十六条　少年院の長は、その少年院において面会（付添人等（付添人又は在院者若しくはその保護者の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護人等（弁護人又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三十九条第一項に規定する弁護人となろうとする者をいう。以下同じ。）との面会及び宿泊面会を除く。）を許す日（以下この条及び次条において「面会日」という。）を定めるものとする。

［２・３　同上］

（少年鑑別所法施行規則の一部改正）

第二条　少年鑑別所法施行規則（平成二十七年法務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二十五条に規定する法務省令で定める在所者）	（法第二十五条に規定する法務省令で定める在所者）
第十三条　法第二十五条に規定する法務省令で定める在所者は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項の規定により少年鑑別所に収容されている者とする。	**第十三条**　法第二十五条に規定する法務省令で定める在所者は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第七十三条第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項の規定により少年鑑別所に収容されている者とする。
（在院中在所者の自弁の物品の使用等） **第二十六条**　［略］ ２　在院中在所者には、法第四十二条第一項第一号に掲げる物品は、下着（法務大臣が定める品名のものに限る。）及び靴下について、自弁のものの使用を許すものとするほか、それら以外の物品については、護送する場合その他法務大臣が定める場合において適当と認めるときに限り、自弁のものの使用を許すことができるものとする。 ［３～７　略］	（在院中在所者の自弁の物品の使用等） **第二十六条**　［同上］ ２　在院中在所者には、法第四十二条第一項第一号に掲げる物品は、下着（法務大臣が定める品名のものに限る。）及び靴下について、自弁のものの使用を許すものとするほか、それら以外の物品については、護送する場合において適当と認めるときに限り、自弁のものの使用を許すことができるものとする。 ［３～７　同上］

（面会の日の制限）

第四十七条　少年鑑別所の長は、在所者としての地位の別ごとに、その少年鑑別所において面会（付添人等（付添人又は在院者若しくはその保護者の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護人等（弁護人又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三十九条第一項に規定する弁護人となろうとする者をいう。以下同じ。）との面会を除く。）を許す日（以下この条及び次条において「面会日」という。）を定めるものとする。

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（面会の日の制限）

第四十七条　少年鑑別所の長は、在所者としての地位の別ごとに、その少年鑑別所において面会（付添人等（付添人又は在院者若しくはその保護者の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護人等（弁護人又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三十九条第一項に規定する弁護人となろうとする者をいう。以下同じ。）との面会を除く。）を許す日（以下この条及び次条において「面会日」という。）を定めるものとする。

［２・３　同上］

附　則

この省令は、少年法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第五号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条第一項及び第十五条の三第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月一日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路運送法施行規則の一部を改正する省令

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出） **第十条**　法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。 一　路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃 イ　（略） ロ　専ら一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を越え、かつ、その長さが概ね五十キロメートル以上の路線又は空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港若しくは同	（一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出） **第十条**　法第九条第一項の国土交通省令で定める運賃は、次のとおりとする。 一　路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、次に掲げる運賃 イ　（略） ロ　専ら一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を越え、かつ、その長さが概ね五十キロメートル以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送